

第6期佐用町障害福祉計画

第2期佐用町障害児福祉計画

令和3年3月

佐用町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の背景	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 佐用町の現状	5
1. 統計からみる本町の現状	5
2. 障害福祉サービス等の提供状況	14
3. 地域生活支援事業の提供状況	18
第3章 計画の目指す方向	24
1. 計画の基本理念・基本方針	24
第4章 令和5年度までの成果と見込量	25
1. 成果目標の設定	25
2. 障害福祉サービス等の見込量と確保策	29
3. 地域生活支援事業の見込みと確保策	35
第5章 第2期障害児福祉計画	43
1. 令和5年度目標値の設定	43
2. 障害児通所支援等の見込量と確保策	44
第6章 計画の推進体制	46
1. 事業の円滑な推進のための方策	46
2. 計画の管理と評価	46
資料編	47
1. 地域自立支援協議会設置要綱	47
2. 策定委員会設置条例	49
3. 策定委員会委員名簿	51
4. 策定経過	52
5. 町内の障害福祉サービス等事業所一覧	53
6. 用語解説	54

「障害」と「障がい」の表記について

この計画書では、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記としています。法律・政令・条例等に規定または使用されている用語・制度・事業や団体名などの固有名詞などは、元の表記である「障害」に従って表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨

本町では、平成 27 年 3 月に「すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち」を基本理念として、「第 2 次佐用町障害者計画」を策定しました。これを基調にして、平成 30 年度に「第 5 期佐用町障害福祉計画」と「第 1 期佐用町障害児福祉計画」を策定し、目標を立てて障がい者福祉に取り組んできました。

この 2 つの計画は、令和 3 年 3 月末に計画期間を終えることから、最近の障がい者福祉に関する動向やサービス利用状況の推移を踏まえ、新たに「第 6 期佐用町障害福祉計画」と「第 2 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を一体のものとして策定しました。

本計画の計画期間は、令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月までです。

2

計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく市町村障害福祉計画、さらに「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画に相当します。

なお、本計画とは別に策定する佐用町障害者計画は、「障害者基本計画」に基づく市町村障害者計画に相当するもので、障がいのあるかたに対する施策の基本的な事項を定める中長期計画です。

市町村障害福祉計画…障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

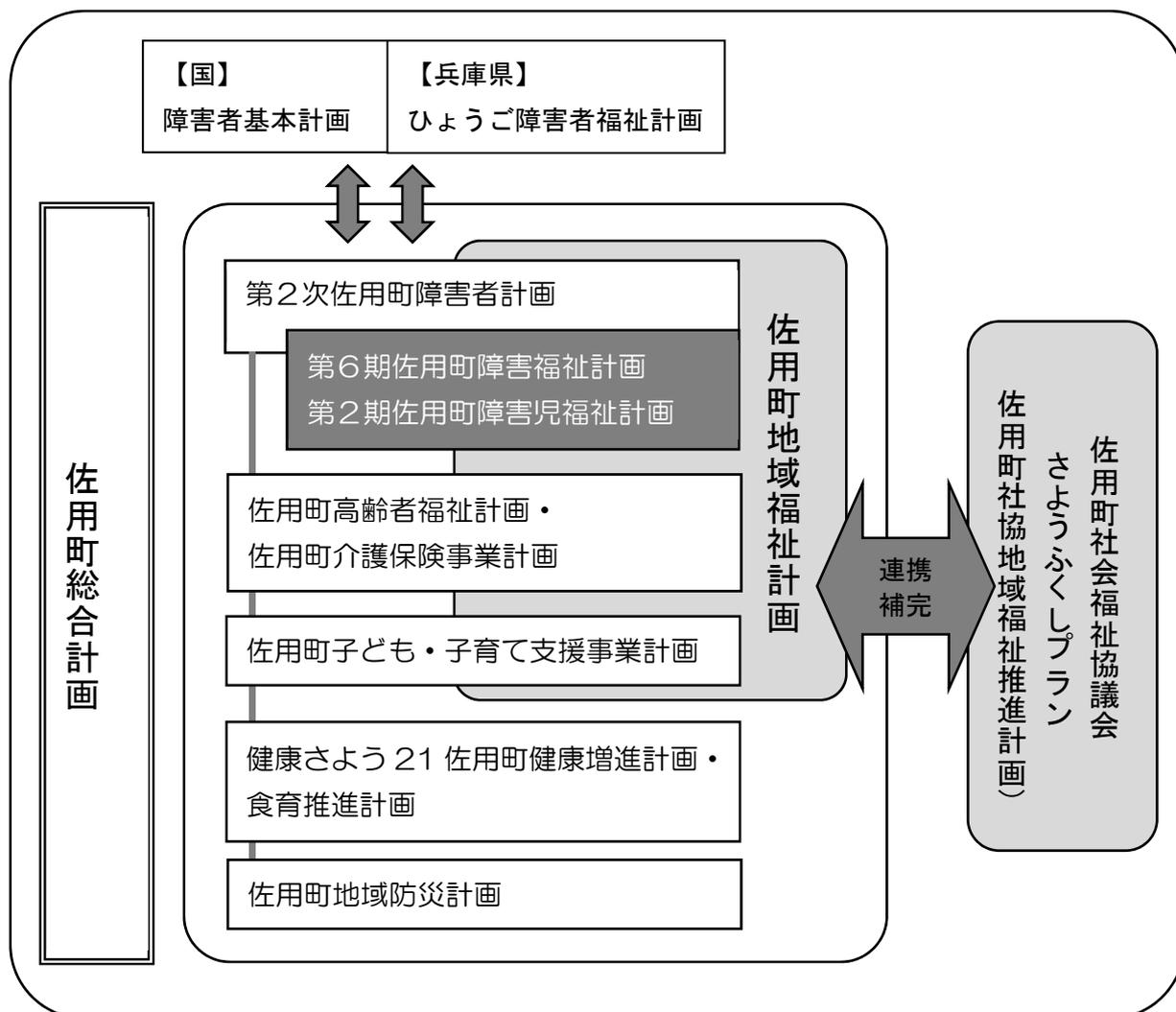
市町村障害児福祉計画…障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

市町村障害者計画…地域の障がいのある人の福祉に関する基本的なことから定める計画。本計画は、この市町村障害者計画に基づく、具体的な実施計画となります。

2. 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画」や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」「兵庫県障害福祉推進計画」などを踏まえるとともに、佐用町社会福祉協議会が策定する「さようふくしプラン」（社会福祉協議会による地域福祉推進計画）との整合を図って策定しました。

また、本町の施策の基本となる計画である「佐用町総合計画」を最上位計画として、佐用町地域福祉計画に従って、関わるさまざまな計画との整合性と連携を図り、策定しました。

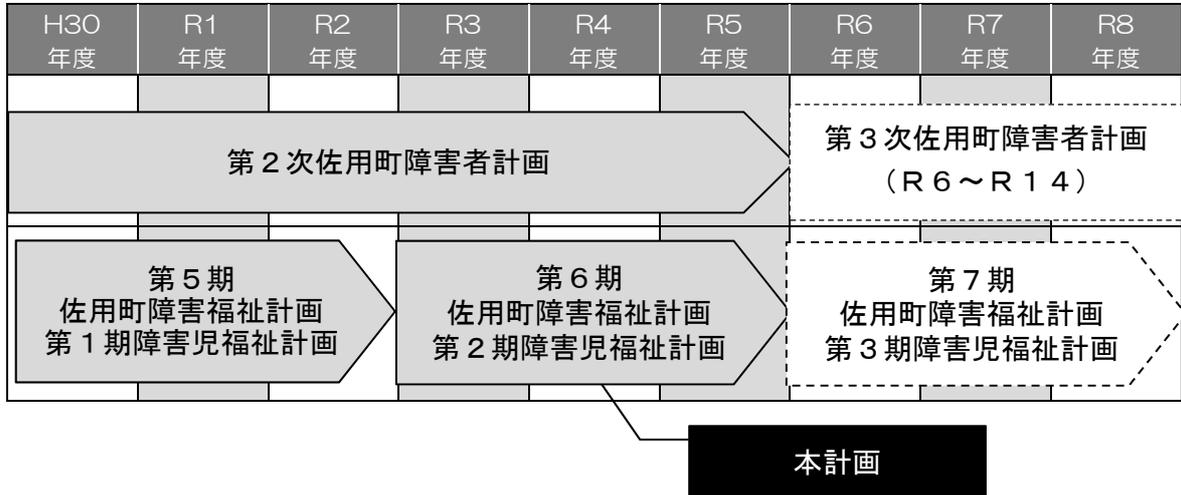


▲関連する国・県・本町のさまざまな計画との整合性を図ります。

3

計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



▲本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。

4

計画策定の背景

1. 国の動向

平成18年、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。わが国はこの条約の批准に向け、必要な国内法の整備を進めてきました。

主なものとしては、「障害者基本法」の改正（平成23年）、「障害者総合支援法」の成立（平成24年）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年）、「障害者雇用促進法」の改正（平成25年）などがあります。

これらの法整備を経て、わが国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准、同年2月に国内で同条約が発効しました。

さらに、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（平成28年）により、障がいのあるかたの望む地域生活を支援し、障がい児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定められました。

これらを踏まえて、「第6期障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」の基本方針が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項および、児童福祉法第33条の19の規程に基づき、障害福祉サービス等の提供体制と自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として示されています。

2. 兵庫県の動向

兵庫県では、昭和 57 年に「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定しました。この計画はその後、順次改定が行われ、平成 27 年には「ひょうご障害者福祉計画」を策定しています。また、障害福祉サービス等の見込量等を定めた実施計画である「第 6 期兵庫県障害福祉推進計画」を令和 2 年度に策定しました。

兵庫県ではこの計画に基づき、福祉、医療、雇用、教育、消費、地域安全、防災など障がいのあるかたを取り巻くさまざまな課題について改善へ向けた取組を推進するとともに、県内の市町へ、障がい者福祉事業の指針を示しています。

3. 本町の動向

本町では平成 19 年 3 月に「佐用町障害者計画及び障害福祉計画」を、平成 21 年 3 月には「第 2 次佐用町障害福祉計画」を策定し、さらに平成 27 年 3 月には「第 2 次佐用町障害者計画及び第 4 期佐用町障害福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

これらの計画の進捗状況については庁内において毎年、検証を行い、障がいのあるかたの要望や状況に耳を傾けて、障がい者福祉のいっそうの充実に努めているところです。

平成 25 年には佐用町障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、障がいのあるかたに対する虐待の防止に取り組んでいます。

また、平成 29 年 3 月に策定した「佐用町第 2 次総合計画」で、「障がいのある人への理解の促進」「障がいのある児童・生徒への支援」などを主要施策としています。

平成 30 年 3 月には、「佐用町地域福祉計画」を策定し、町の福祉分野の連携を図り、町民が支えあって安全で安心できる町づくりに努めています。

5

計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がい者福祉に関する学識経験者や、各種団体・事業所の代表者、住民代表のかたなどで構成する佐用町障害福祉計画策定委員会で、町の福祉の状況を踏まえて課題を洗い出し、本計画の基本方針を審議しました。

◎佐用町障害福祉計画策定委員会（令和 2 年度中に計 3 回(7 月、11 月、1 月)開催)

◎パブリックコメント

令和 2 年 1 2 月に計画の原案を公表して意見を募集。意見総数 1 件

第2章 佐用町の現状

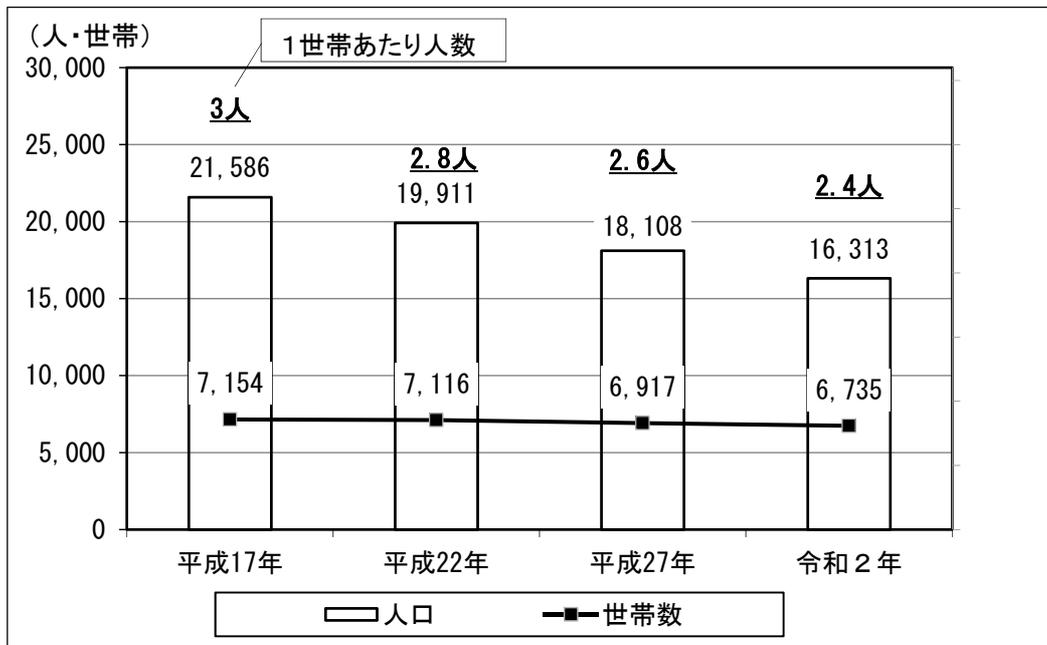
1 統計からみる本町の現状

1. 統計データ

(1) 人口・世帯数の推移

本町の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和2年は平成17年と比較して5,273人（24.4%）減の16,313人となっています。

一方、世帯数は人口推移と比較すると全体としてはゆるやかな減少傾向にあり、この結果、1世帯当りの人数は年々減少し、令和2年は2.4人と、家族の小規模化がすすんでいます。家族で支え合うことが、ますます困難となっている状況がうかがえます。



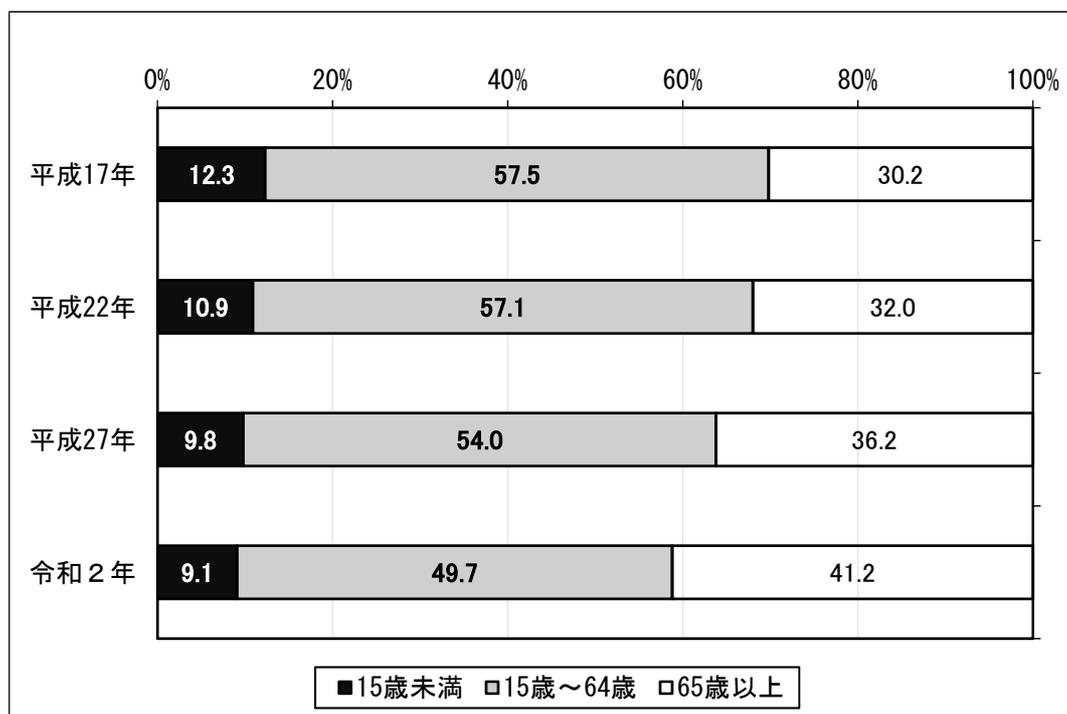
資料／佐用町（各年度10月末時点の住民基本台帳より）

▲人口の減少よりも世帯数の減少のほうがゆるやかなため、1世帯当りの人数が減っています。

(2) 年齢別人口構成比の推移

人口の年齢別構成比の推移をみると、令和2年は平成17年と比較して、年少人口（15歳未満）は3.2%減の9.1%、生産年齢人口（15～64歳）は7.8%減の49.7%、高齢者人口（65歳以上）は11%増の41.2%となっています。

年少人口は1割を切り、高齢者人口が4割を超えています。



資料／佐用町（各年度10月末時点の住民基本台帳より）

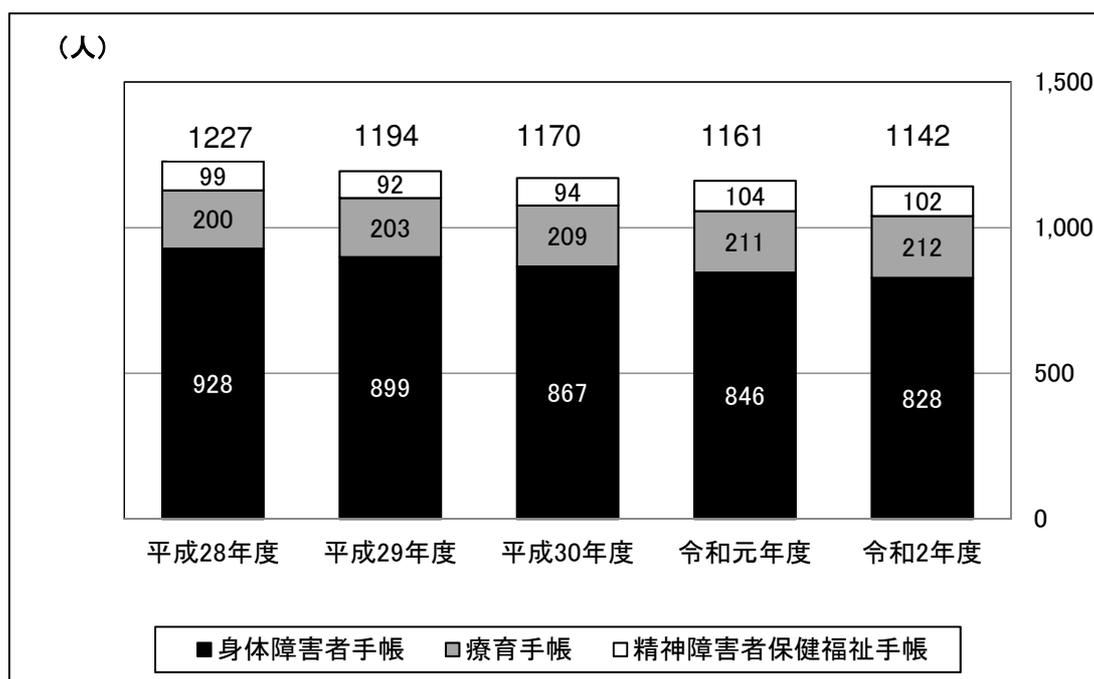
▲ 少子高齢化が顕著に進行しており、65歳以上が4割を超えています。

2. 障がいのあるかたの現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数（3障がい合計）は、平成 28 年度以降、減少傾向にあり、令和 2 年度は平成 28 年度より 85 人減少しています。

手帳の種別でみると、「身体障害者手帳」が平成 28 年度比 100 人減少しているのに対して、「療育手帳」が 12 人増加しています。また、「精神障害者保健福祉手帳」は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし令和 2 年度は 10 月末現在）

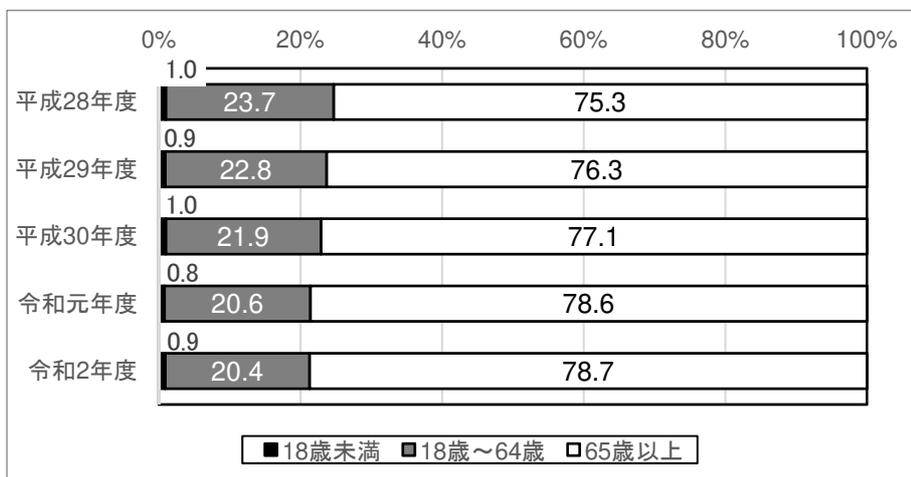
平成 28 年度の療育手帳、ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者数が前回計画に記載の人数（それぞれ 203 人、100 人）と異なるのは、台帳の整理（交付日等の修正）によるものです。

▲平成 28 年度以降、身体障害者手帳を持っているかたの数は減少しています。また、療育手帳を持っているかたはやや増加しています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別構成比の推移

身体障害者手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、65歳以上の割合が年々増加しており、全体の80%近くを占めています。半面、64歳以下の全体に占める割合は平成26年度より約5%減少しており、18歳未満は1%を下回っています。

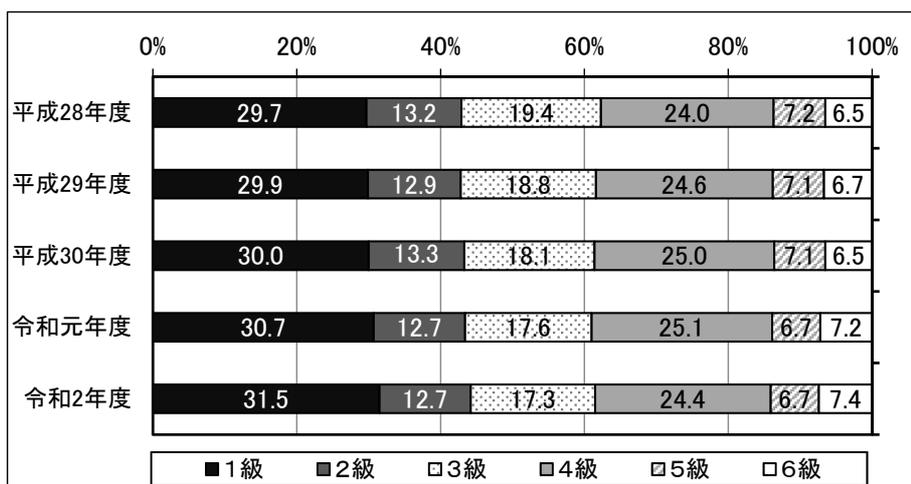


▲身体障害者手帳を持っているかたの高齢化がすすんでいると考えられます。

資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし令和2年度は10月末現

② 等級別構成比の推移

身体障害者手帳所持者数を等級別の構成比で見ると、重度（1級・2級）、中・軽度ともに等級構成比に目立った変化はみられません。

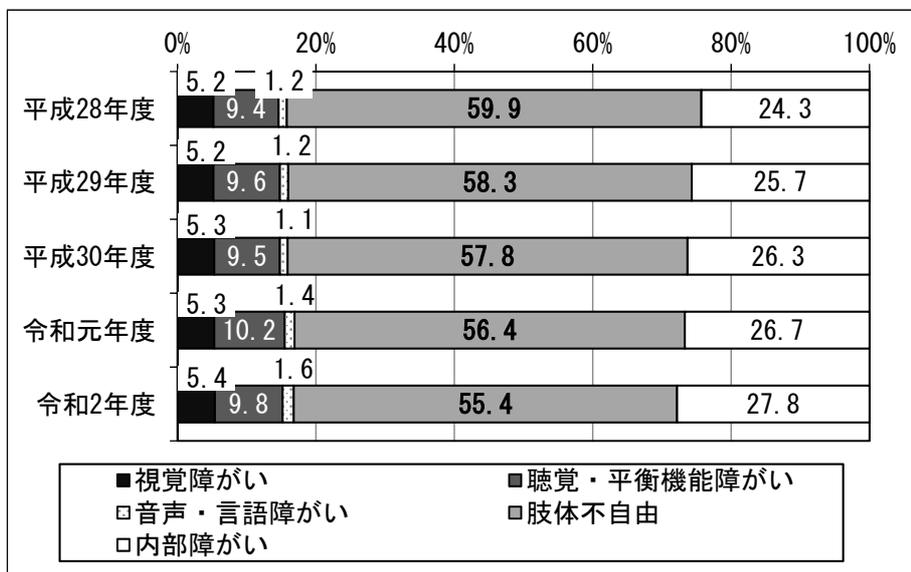


▲身体障害者手帳の等級別構成比に目立った変化はみられません。

資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし令和2年度は10月末現

③障がいの種類別構成比の推移

身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別の構成比で見ると、令和2年度は平成28年度と比較して、肢体不自由が4.5ポイント減少し、内部障がいが3.5ポイント増加しています。



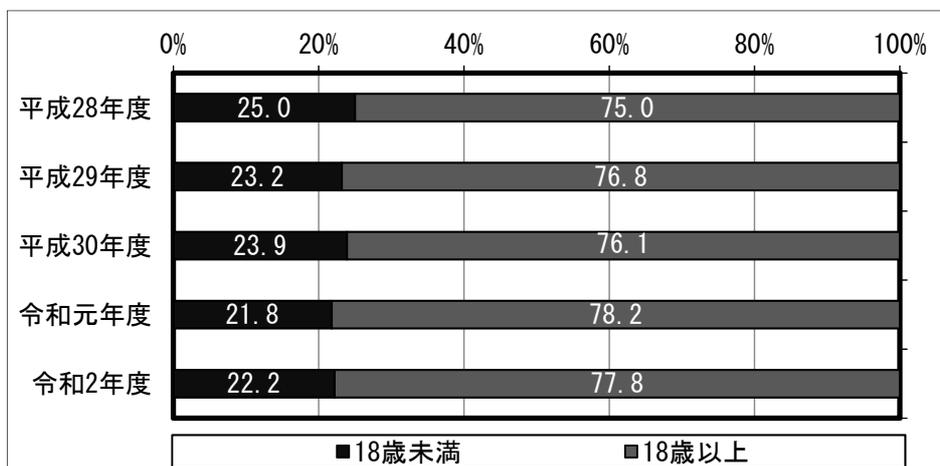
▲身体障害者手帳を持っているかたのなかで、肢体不自由のかたの割合が減少し、内部障がいかたが増加しています。

資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし令和2年度は10月末時

(3) 療育手帳所持者の状況

① 年齢別構成比の推移

療育手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、18歳以上が増加しており、令和2年度は18歳以上が77.8%と、8割近くとなっています。

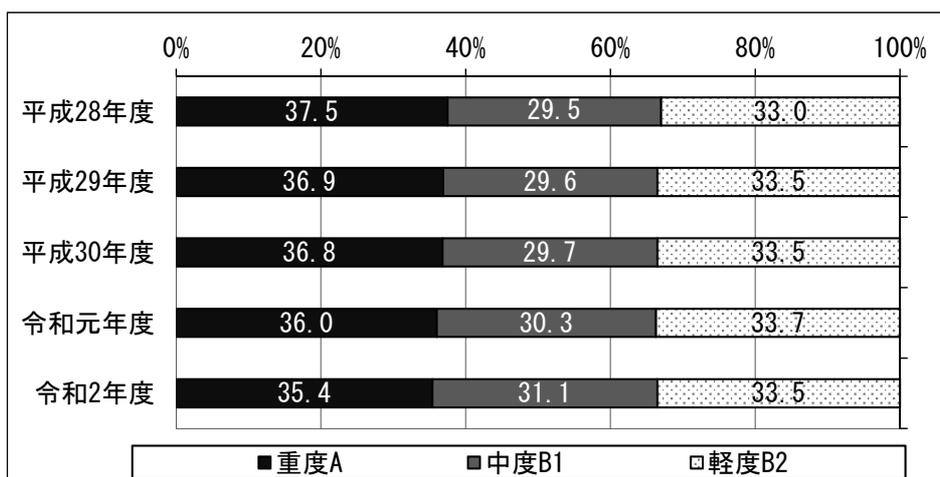


資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし令和2年度は10月末時

▲療育手帳を持っているかたのなかで18歳以上の方の占める割合が増加し、令和2年度は8割近くを占めています。

② 等級別構成比の推移

療育手帳所持者数を障がいの等級別の構成比で見ると、大きな変化はみられません。



資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし令和2年度は10月末時

▲療育手帳を持っているかたの等級構成比に大きな変化はみられません。

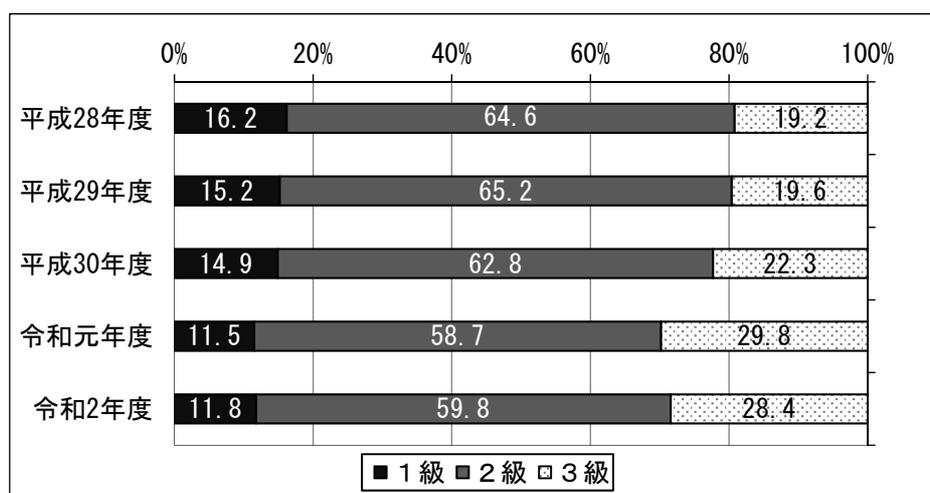
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①年齢別構成比の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、平成28年度から令和2年度の間、全員が18歳以上で占められています。(グラフは省略)

②等級別構成比の推移

平成28年度と令和2年度を比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別の構成比に大きな変化は見られません。



資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし令和2年度は10月末時

▲精神障害者保健福祉手帳の等級構成比に大きな変化はみられません。

(5) 自立支援医療費受給者数の状況

更生医療の受給者数は平成 26 年度と比較すると 2 人減少しています。

精神通院医療の受給者数は近年増加しており、平成 29 年度と比較すると、34 人増加しています。

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
更生医療	7	7	4	5	5	5	5
育成医療	1	0	0	1	0	1	0
精神通院医療	198	196	203	209	221	235	243

資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし令和 2 年度は 10 月末時

▲自立支援医療費受給者の中で、精神通院医療の受給者数が近年増加しています。

(6) 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒の状況

①特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の児童・生徒数は、小・中学校で減少傾向にあります。一方で通級教室の児童・生徒数は平成 29 年度と比較すると 8 人増加しています。

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
小学校	21	19	15	14	15	16	17
中学校	12	11	10	5	5	5	6
通級教室	22	25	25	26	31	33	34

資料／健康福祉課（各年度 3 月 31 日時点、ただし令和 2 年度は 10 月末時

▲特別支援学級の児童・生徒数は、小・中学校で減少傾向にある一方、通級教室は増加傾向にあります。

【参考】特別支援学校の在籍者数（西はりま特別支援学校と播磨特別支援学校の合計）

（人）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
幼児部	0	0	0	0	0	0	0
小学部	2	1	1	4	3	3	4
中学部	8	8	6	7	6	4	3
高等部	11	9	7	14	12	13	9
合計	21	18	14	25	21	20	16

資料／健康福祉課（各年度3月31日時点）

【参考】特別支援学校卒業生の進路

（西はりま特別支援学校と播磨特別支援学校の合計※令和2年度以降は予定）

（人）

卒業年度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
進学	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職	1	0	2	4	1	4	3	0	0	0
福祉施設通所・在宅等	2	4	0	2	1	2	1	3	2	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	5	2	6	2	6	4	3	2	1

資料／西はりま特別支援学校・播磨特別支援学校（各年度3月31日時点）

2

障害福祉サービス等の提供状況

1. 訪問系サービス

「第5期佐用町障害福祉計画」（以下、「前計画」という）の期間における居宅介護の提供状況をみると、利用人数は減少傾向にありますが、利用時間は、各年とも30%以上計画値を上回っています。

重度訪問介護、同行援護は、利用人数・時間ともにほぼ計画値どおりとなりました。

行動援護と重度障害者等包括支援は、利用者がありませんでした。

（月平均）

		利用人数（人）			利用時間（時間）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）
居宅介護	実績値	20	19	17	193	211	204
	計画値	18	18	18	145	145	145
	達成率	111.1%	105.6%	94.4%	133.1%	145.5%	140.7%
重度訪問介護	実績値	1	1	1	257	262	275
	計画値	1	1	1	265	265	265
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	97.0%	98.9%	103.8%
同行援護	実績値	1	1	1	11	11	12
	計画値	1	1	1	14	14	14
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	78.6%	78.6%	85.7%
行動援護	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	1	1	0	10	10
	達成率	—	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%
重度障害者 等包括支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
【合計】	実績値	22	21	19	461	484	491
	計画値	20	21	21	424	434	434
	達成率	110.0%	100.0%	90.5%	108.7%	111.5%	113.1%

2. 日中活動系サービス

生活介護は、利用人数・日数とも、ほぼ計画値通りとなっています。

自立訓練（機能訓練）は利用がありませんでした。自立訓練（生活訓練）は令和元年度以降、利用はありませんでした。

就労移行支援は、利用人数・日数とも計画値を大きく下回っています。また、就労継続支援 A 型・B 型は、ほぼ計画値通りとなっています。就労定着支援は、令和元年度に 1 人の利用がありました。

療養介護は、計画値通りの推移となっています。

短期入所は、令和元年度まではほぼ計画値通りでしたが、令和 2 年度の実績が計画値より大きく減少しており、新型コロナウイルス感染防止による利用控えや、事業所の受け入れができなかったことが考えられます。

(月平均)

		利用人数（人）			延利用者数（人日）※		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
生活介護	実績値	97	95	91	1,993	1,955	1,904
	計画値	95	95	95	1,970	1,970	1,970
	達成率	102.1%	100.0%	96.1%	101.2%	99.2%	96.6%
自立訓練 (機能訓練)	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-	-	-	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	実績値	1	0	0	8	0	0
	計画値	2	2	2	25	25	25
	達成率	50.0%	0.0%	0.0%	32.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	実績値	2	3	1	44	50	7
	計画値	4	4	5	70	70	80
	達成率	50.0%	75.0%	20.0%	62.9%	71.4%	8.8%
就労継続支援 (A 型)	実績値	10	9	9	198	169	170
	計画値	8	8	8	150	150	150
	達成率	125.0%	112.5%	112.5%	132.0%	112.7%	113.3%
就労継続支援 (B 型)	実績値	38	33	43	641	600	727
	計画値	38	38	38	650	650	650
	達成率	100.0%	86.8%	113.2%	98.6%	92.3%	111.8%
就労定着支援	実績値	0	1	1	-	-	-
	計画値	0	0	0	-	-	-
	達成率	-	-	-	-	-	-

療養介護	実績値	3	3	3	-	-	-
	計画値	3	3	3	-	-	-
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
短期入所	実績値	9	8	5	63	65	38
	計画値	8	8	8	75	75	75
	達成率	112.5%	100.0%	62.5%	84.0%	86.7%	50.7%

※延利用者数（人日）＝月平均利用人数（人）×月平均利用日数（日）

3. 居住系サービス

共同生活援助、施設入所支援は、やや増減はみられますが、ほぼ計画値通りとなっています。施設入所者数は、平成30年度と比較すると1人増加しています。自立生活援助は、利用者がありませんでした。

（月平均）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）
共同生活援助	実績値（人）	23	25	24
	計画値（人）	27	27	28
	達成率	85.2%	92.6%	85.7%
施設入所支援	実績値（人）	63	63	64
	計画値（人）	61	60	58
	達成率	103.3%	105.0%	110.3%
自立生活援助	実績値（人）	0	0	0
	計画値（人）	0	0	1
	達成率	-	-	-

4. 相談支援

計画相談支援は、ほぼ計画値通りの推移となっています。

地域移行支援は、利用者がありませんでした。

地域定着支援は、令和元年度以降利用者がありませんでした。

（月平均）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）
計画相談支援	実績値（人）	25	22	26
	計画値（人）	26	26	26
	達成率	96.2%	84.6%	100.0%
地域移行支援	実績値（人）	0	0	0
	計画値（人）	0	1	1
	達成率	-	0.0%	0.0%
地域定着支援	実績値（人）	1	0	0
	計画値（人）	1	1	1
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%

5. 障害児通所支援等

児童発達支援は、ほぼ計画値通りとなっておりますが、増加傾向にあります。

医療型児童発達支援は、利用者がありませんでした。

放課後等デイサービスは、利用人数はほぼ計画通りですが、日数が増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

保育所等訪問支援は、平成30年度と比較すると、利用者人数は3倍、利用日数は約10倍以上増加しており、令和元年度以降は計画値を大きく上回っています。これは、前計画期間中に、新規事業所による支援が開始されたためと考えられます。

障害児相談支援は、ほぼ計画値通りでしたが、増加傾向にあり、障害児通所支援の利用がすすんでいると考えられます。

(月平均)

		利用人数 (人)			延利用者数 (人日) ※		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
児童発達支援	実績値	18	17	22	62	62	86
	計画値	21	21	21	75	75	75
	達成率	85.7%	81.0%	104.8%	82.7%	82.7%	114.7%
医療型児童発達支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-	-	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	実績値	29	26	25	164	207	237
	計画値	25	25	25	130	130	130
	達成率	116.0%	104.0%	100.0%	126.2%	159.2%	182.3%
保育所等訪問 支援	実績値	2	5	6	2	14	22
	計画値	3	3	3	3	3	3
	達成率	66.7%	166.7%	200.0%	66.7%	466.7%	733.3%
障害児相談 支援	実績値	8	9	15	-	-	-
	計画値	12	12	12	-	-	-
	達成率	66.7%	75.0%	125.0%	-	-	-

※延利用者数 (人日) = 月平均利用人数 (人) × 月平均利用日数 (日)

3

地域生活支援事業の提供状況

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

令和元年度までは佐用町が主催するイベント会場に、「手話体験コーナー」を設置し、手話奉仕員による理解促進・啓発事業を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため事業が実施できず、実績はありません。

(年間)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
理解促進研修・ 啓発事業	実績 (実施の有無)	有	有	無
	計画 (実施の有無)	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

令和元年度までは「佐用町当事者交流会」として実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため事業が実施できず、実績はありません。

(年間)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
自発的活動支援 事業	実績 (実施の有無)	有	有	無
	計画 (実施の有無)	無	無	有

(3) 相談支援事業

障害者相談支援事業は、計画通り各年1か所で実施しています。

基幹相談支援センターは、前計画期間中の設置はできませんでした。

基幹相談支援センター等機能強化事業と住居入居等支援事業は、前計画期間中の実施はありませんでした。

(年間)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
障害者相談支援事業	実績値 (か所)	1	1	1
	計画値 (か所)	1	1	1
	達成率 (%)	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター	実績 (設置の有無)	無	無	無
	計画 (設置の有無)	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績 (実施の有無)	無	無	無
	計画 (実施の有無)	無	無	無
住居入居等支援事業	実績 (実施の有無)	無	無	無
	計画 (実施の有無)	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、前計画期間中の利用はありませんでした。

(年間)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
成年後見制度 利用支援事業	実績値 (件)	0	0	0
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、前計画期間中に実施できませんでした。

(年間)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
成年後見制度法人後見支援事業	実績 (実施の有無)	無	無	無
	計画 (実施の有無)	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、派遣回数が計画値を大きく上回っています。
手話通訳者設置事業は、前計画期間中の設置はできませんでした。

(年間)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の見込回数	実績値 (回)	8	33	8
	計画値 (回)	5	5	5
	達成率	160.0%	660.0%	160.0%
手話通訳者設置事業	実績値 (人)	0	0	0
	計画値 (人)	0	0	0
	達成率	-	-	-

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、前計画期間中の修了者はありませんでした。

(年間)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
手話奉仕員養成研修事業の修了見込者数	実績値 (人)	0	0	0
	計画値 (人)	0	0	1
	達成率	-	-	0.0%

(8) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、年度や用具によって増減が異なりますが、合計件数では、ほぼ計画値通りとなっています。

(年間)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
介護・訓練支援用具	実績値 (件)	1	0	0
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率	100.0	0.0	0.0
自立生活支援用具	実績値 (件)	3	3	2
	計画値 (件)	5	5	5
	達成率	60.0%	60.0%	40.0%
在宅療養等支援用具	実績値 (件)	0	3	6
	計画値 (件)	2	2	2
	達成率	0.0%	150.0%	300.0%
情報・意思疎通支援用具	実績値 (件)	0	2	2
	計画値 (件)	2	2	2
	達成率	0.0%	100.0%	100.0%
排せつ管理支援用具	実績値 (件)	492	504	496
	計画値 (件)	410	420	430
	達成率	120.0%	120.0%	115.3%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績値 (件)	0	3	0
	計画値 (件)	2	2	2
	達成率	0.0%	150.0%	0.0%
【合計】	実績値 (件)	496	515	506
	計画値 (件)	422	432	442
	達成率	117.5%	119.2%	114.5%

(9) 移動支援事業

移動支援事業は、令和元年度までは利用者数・時間ともに計画値を大きく上回っていましたが、令和2年度は計画値を大きく下回っています。

(年間)

		利用人数 (人)			延利用時間 (時間)		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
移動支援	実績値	8	10	4	88	233	20
	計画値	6	7	7	55	60	60
	達成率	133.3%	142.9%	57.1%	252.7%	388.3%	33.3%

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、実施か所数、利用者数とも、ほぼ計画値通りで推移しています。

(年間)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込値)
【町内】 実施か所数	実績値 (か所)	1	1	1
	計画値 (か所)	1	1	1
	達成率 (%)	100.0	100.0	100.0
【町内外】 利用者数	実績値 (人)	15	16	16
	計画値 (人)	14	14	14
	達成率 (%)	107.1%	114.3%	114.3%

まちの課題

1 障がい者の自立した生活への支援

障がい者には、福祉施設を出て家族と暮らしたり仕事に就いたりして、自立した生活を望むかたがあります。その一方で、障がい者自身や、介護する親の高齢化などで、障がい者を家族で支えることが難しくなっています。

障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、相談したり訓練したりする支援の輪を広げることが必要になっています。

2 相談体制の充実

障がい者には、生活のことや体のことなど、様々な不安があります。町の地域生活支援拠点などを活用し、障がい者の悩みに、専門的な知識で相談によって支援につなげ、障がい者が将来も安心して暮らせる仕組みを充実する必要があります。

3 障がい者への理解促進

障がいがあるために、差別や偏見を感じているかたがあります。障がい者へやさしいまちとなるため、障がいの特性や心の動きを理解できるよう、啓発や交流の事業を進める必要があります。

4 発達障がいのあるかたへの支援

発達障がいやその疑いのある児童が増えています。児童や保護者へ、早期に相談や訓練などを始め、健やかな発達を促すことが望まれています。支援に対するニーズの増加にゆとりをもって応え、安心して子育てに臨める体制が必要です。

第3章 計画の目指す方向

1 計画の基本理念・基本方針

本計画は、令和5年度（2023年度）を最終年度とする「第2次佐用町障害者計画」の実施計画に相当するものであることから、「第2次佐用町障害者計画」を踏襲し、本計画の基本理念を、以下の通り定めます。

— 基本理念 —

すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち

— 「第2次佐用町障害者計画」の概要 —

基本理念	すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち
施策体系	
基本方針	施策の内容
1. 障がいのある人への理解の促進 ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～	(1)障がいを理由とする差別の解消 (2)福祉教育の推進 (3)ボランティア活動等の促進 (4)権利擁護の推進
2. 地域での生活の支援 ～生活支援、保健・医療～	(1)地域で支える基盤づくり (2)障害福祉サービスの充実 (3)居住支援の充実 (4)保健・医療の充実 (5)相談支援体制の充実 (6)情報に対する利便性の向上
3. 障がいのある児童・生徒への支援 ～療育・保育・教育～	(1)保育・教育における支援体制の充実 (2)障がいのある児童への療育の充実 (3)インクルーシブ教育システムの構築
4. 生きがいをもって生活できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～	(1)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 (2)文化芸術活動・スポーツ等の振興
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1)福祉のまちづくりの推進 (2)防犯・防災対策の推進

第4章 令和5年度までの成果と見込量

1 成果目標の設定

障がいのあるかたの地域生活移行や就労支援に関する目標などについて、国の基本指針等を踏まえ、令和5年度（2023年）までの数値目標を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行。 ○令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減。
------	---

■ 成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者（A）	63人	
【目標】地域生活移行者の増加	2人	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活に移行するかたの目標値
	3.2%	
【目標】施設入所者の削減	1人	（A）の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
	1.6%	
令和5年度末時点の施設入所者	62人	令和5年度末の利用者数見込み

■ 成果目標設定の方針

地域生活移行者の増加については、入所者の高齢化や、障がい程度の重度化など、当町の実情を考慮し、国の指針より低めの3.2%に当たる2人を目標とします。

施設入所者の削減については、上記2人の地域生活移行に加え、新たに1人が施設に入所すると見込み、1人の削減を目標とします。

これにより、令和5年度末の施設入所者数は62人となる見込みです。

2. 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築

国の指針	○令和5年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
------	--

■ 成果目標

項目	成果目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催及び目標設定と評価の実施回数	1	1	1

■ 成果目標設定の方針

精神障がいにも対応した地域包括システムについては、保健・医療・福祉関係者による協議会として、佐用町自立支援協議会など、既存の協議体を活用するとともに、効果的な運用に努めます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	○地域生活支援拠点等を、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備し、機能の充実のため、年1回以上運営状況を検証、検討する。
------	---

■ 成果目標

項目	成果目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備及び運営状況の検証、検討	有	有	有

■ 成果目標設定の方針

地域生活支援拠点は町内に1箇所設置されています。今後は関係機関と連携し、緊急時の受け入れ体制の強化に努めます。また、運営状況を検証、検討することで、機能の充実に努めます。

4. 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。</p> <p>○就労移行支援事業について、令和5年度に、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.30倍以上とする。</p> <p>○就労継続支援 A 型事業について、令和5年度に、一般就労への移行実績を、令和元年度実績の概ね1.26倍以上とする。</p> <p>○就労継続支援 B 型事業について、令和5年度に、一般就労への移行実績を、令和元年度実績の概ね、1.23倍以上とする。</p> <p>○就労定着支援事業について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が利用する。</p>
------	--

■成果目標

項目		数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者総計 (S)		3 人	令和元年度の一般就労への移行者数
事業 内訳	就労移行支援事業 (A)	2 人	
	就労継続支援 A 型事業 (B)	0 人	
	就労継続支援 B 型事業 (C)	1 人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (s)		4 人	令和5年度の一般就労への移行者数
		133.3%	(s) / (S)
【目標】就労移行支援から一般就労への移行者数 (a)		2 人	就労移行支援事業から令和5年度に一般就労に移行する人数
		100.0%	(a) / (A)
【目標】就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 (b)		1 人	就労継続支援 A 型事業から令和5年度に一般就労に移行する人数
		-	(b) / (B)
【目標】就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 (c)		1 人	就労継続支援 B 型事業から令和5年度に一般就労に移行する人数
		100.0%	(c) / (C)
【目標】就労定着支援から一般就労への移行者数 (d)		1 人	就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する人数
		25.0%	(d) / (s)

■成果目標設定の方針

各サービスを通じた福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度実績や、各サービスの利用状況から令和5年度における目標を設定しました。

就労継続支援B型事業については、令和2年度の見込みがないことを踏まえ、1人としました。また、その他各サービスについては、町内に事業所がないことから、国の指針より低い数値を設定しています。

5. 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針	○令和5年度末までに、サービスの質向上をはかるための取組みに係る体制を構築する。
------	--

■成果目標と設定の方針

利用者が真に必要とするサービス等を適切に提供するための取組として、都道府県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への積極的な参加に努めます。また、令和5年度までに障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

2

障害福祉サービス等の見込量と確保策

障害福祉サービス等の利用状況や社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、令和5年度までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービス量の確保を図ります。

1. 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有するかたに対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難なかたの外出時における移動支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難があるかたに対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要なかたに対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

■見込量の算出方法

- 近年のサービス利用者数・時間の増減傾向に基づいて今後の利用者数・時間を推計し、見込量の基礎数値としました。
- さらに、入所施設等からの地域生活への移行によるニーズの増加や、サービス提供事業者のサービス供給量なども加味して、基礎数値を調整しています。
- なお、行動援護と重度障害者等包括支援については、本町においては利用実績がなく、今後も利用がないものと見込まれます。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	時間	204	216	216	216
	人	17	18	18	18
重度訪問介護	時間	275	275	275	275
	人	1	1	1	1
同行援護	時間	12	13	13	13
	人	1	1	1	1
行動援護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
【合計】	時間	491	504	504	504
	人	19	20	20	20

■見込量の確保策

○居宅介護については、前計画期間の実績から、1人あたりの利用時間が増加していることを踏まえて見込みました。重度訪問介護、同行援護については、大幅な利用増はないと見込まれます。各サービスともに、提供するサービスの質の向上に努めます。

2. 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
就労移行支援	就労を希望するかたに対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難なかたに対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労定着支援	障がいのあるかたとの相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療が必要なかたに対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所	介護者の病気などによって短期間の入所が必要なかたに対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数・日数の増減傾向に基づいて今後の利用者数・日数を推計し、見込量の基礎数値としました。ただし、短期入所については、令和2年度実績が新型コロナウイルス感染防止の影響により大幅に減少する見込みであることから、令和3年度も同様にコロナによる影響を考慮した数値を見込み、令和4年度以降は令和元年度実績程度に回復すると見込んでいます。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人日*	1,904	1,953	1,953	1,953
	人	91	93	93	93
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
就労移行支援	人日	7	22	22	22
	人	1	2	2	2
就労継続支援A型	人日	170	190	190	190
	人	9	10	10	10
就労継続支援B型	人日	727	840	840	840
	人	43	42	42	42
就労定着支援	人日	1	0	0	1
療養介護	人	3	3	3	3
短期入所	人日	38	49	65	65
	人	5	7	8	8

※延利用者数（人日）＝月平均利用人数（人）×月平均利用日数（日）

■見込量の確保策

○ニーズの拡大が見込まれる就労継続支援A型・B型は、受け入れ枠を拡大するとともに、障がい者の希望する職種が選べるよう、佐用町で人材が不足する農業などの事業所から新規のサービス事業者の参入をサポートし、既設の事業者と連携を深めます。

3. 居住系サービス

■ 内容

サービス名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所するかたを対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのあるかたなどについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのあるかたの理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■ 見込量の算出方法

- 近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計しました。
- 共同生活援助については、保護者および本人の高齢化を背景にニーズが高まっていることから毎年1人増加するとして見込みました。
- 施設入所支援については、国の指針に基づいて策定した町の成果目標を踏まえ、令和4年度以降、毎年1人減少するとして見込みました。

■ 見込量

(月平均)

サービス名		令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	24	25	26	27
施設入所支援	人	64	64	63	62
自立生活援助	人	0	0	0	0

■ 見込量の確保策

- いずれも利用者数に大きな変化は見込まれないことから、今後も安定したサービス提供が行われるようにサービスの質向上に努めます。

4. 相談支援

■ 内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのあるかたの課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのあるかたに、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのあるかた等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計しました。

■ 見込量

サービス名		令和 2年度 (実績見 込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人／月	26	26	26	26
地域移行支援	人／年	0	0	0	0
地域定着支援	人／年	0	0	0	0

■ 見込量の確保策

○計画相談支援については、安定的な人数の利用者があると見込まれることから、サービスの質向上に努めます。

3

地域生活支援事業の見込みと確保策

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのあるかたに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■ 見込量の算出方法

○平成30年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有

■ 見込量の確保策

○障がいのあるかたの状況、必要な支援策や支援方法、合理的配慮に基づくバリアフリーやユニバーサルデザインの取入れなどへの理解が、町民にいっそう浸透するよう、今後とも啓発・周知に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのあるかたやその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

■見込量の算出方法

○令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の影響で事業が実施できませんでしたが、令和3年度以降は再開できるよう努めます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

■見込量の確保策

○令和5年度までに事業を実施できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 相談支援体制の充実・強化等

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	障がいのあるかたの自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのあるかたに、入所への支援、家主等への相談、助言等を行います。

■見込量の算出方法

○平成 30 年度からの実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有
基幹相談センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

■見込量の確保策

○障害者相談支援事業については、サービスの質の向上に努めます。

○基幹相談支援センター、基幹相談センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業については、ニーズの動向を見極めながら、必要に応じて適切な時期に事業を開始できるよう、準備に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのあるかたに、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■見込量の算出方法

○平成 30 年度からの実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	1	1

■見込量の確保策

○成年後見制度利用支援事業については、制度の周知に努め、必要なかたにサービスが行き届くよう努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■ 見込量の算出方法

○平成 30 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■ 見込量の確保策

○障がいのあるかたの権利擁護のため、令和 5 年度末までの実施を目指して、成年後見等の業務を適切に行うことができる法人の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかた、または聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかたとコミュニケーションをとる必要のあるかたに対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかたとのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に配置します。

■ 見込量の算出方法

○平成 30 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	8	8	8	8
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0

■見込量の確保策

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、派遣回数をいっそう増やすことができるよう、手話通訳者と要約筆記者の育成・確保に努めます。

○手話通訳者設置事業については、令和5年度までの実施は見込みませんが、必要な人材の確保に努めるとともに、簡単な手話ができる職員の育成に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのあるかたとのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいのあるかたの社会参加と交流を促進します。

■見込量の算出方法

○平成30年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業の修了見込者数	人	0	0	0	1

■見込量の確保策

○手話奉仕員養成研修事業については、令和元年度までに修了者がいなかったことから、事業の啓発に努め、研修受講者の確保に努めます。

(8) 日常生活用具給付等事業

■ 内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのあるかたに、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのあるかたの移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ 見込量の算出方法

○平成30年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	6	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2
排せつ管理支援用具	件	496	500	500	500
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	1	1
【合計】	件	506	510	510	510

■ 見込量の確保策

○いずれの用具も利用件数の変動が比較的大きいため、急なニーズの増加にも対処できるように、準備します。

(9) 移動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのあるかたに、外出のための支援を行います。

■ 見込量の算出方法

○平成30年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(月平均)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	時間	20	55	60	60
	人	4	6	7	7

■ 見込量の確保策

○移動支援事業については微増を見込んでいますが、高齢化に伴い移動に支援を必要とするかたが増加すると考えられることから、十分なサービスを提供できる人材の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

■ 内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのあるかたに、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■ 見込量の算出方法

○平成30年度からの実績を踏まえて見込みます。利用者数については、町外にある地域活動支援センターの利用者数を含みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター 【町内実施か所数】	か所	1	1	1	1
地域活動支援センター 【実利用者数町内外計】	人	16	17	17	17

■見込量の確保策

○地域活動支援センターについては、すでに 1 か所で事業を実施していることから、今後は提供するサービスの内容の充実や質の向上に努めます。

2. 任意事業

■内容

サービス名	内容
スポーツ教室等開催事業	スポーツ活動を通じて、障がいのあるかたの体力増強や、交流・余暇活動等の充実を図ることにより、社会参加を推進し、福祉の増進を図ります。
文化・芸術活動事業	文化や芸術活動を通じて、障がいのあるかたが創造力を高めたり交流したりすることで社会参加を進めるとともに、生きがいを見つけて心豊かに暮らせるよう活動を推進します。
自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳・療育手帳所持者が、就労等の社会活動や地域での自立に向けて自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成	就労等社会活動への参加及び自立更生のため、身体に障がいのあるかたが取得した自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのあるかたの身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く）に入所または通所しているかたに、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。
日中一時支援事業 （日中ショートステイ）	障がいのあるかた及び障がいのある児童の日中における見守り及び活動の場の確保や、家族等介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。

○上記任意事業については、サービス提供事業者と連携し、今後も十分なサービス提供量を確保できるよう努めます。

第5章 第2期障害児福祉計画

1 令和5年度目標値の設定

障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築について、国の基本指針等を踏まえ、令和5年度（2023年度）までの数値目標を設定します。

（1）障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ○令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ○令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1か所以上確保する。 ○令和5年度末までに、各市町村または圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
------	---

■成果目標

項目	数値 (令和5年度)	令和元年度末 時点の状況
児童発達支援センターの設置数	1	1
保育所等訪問支援を行える体制の構築	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1	0
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	無

■成果目標設定の方針

児童発達支援センターについては、町内への設置見込はありませんが、圏域に整備されており、利用がすすんでいることから、今後は療育支援体制の充実に努めます。保育所等訪問支援については、町内に事業所はありませんが、提供体制は構築されており、近年利用

が増加しています。今後は提供体制を維持するとともに、他の療育支援事業と連携し、効果的な支援が実施されるよう努めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内への設置見込がありません。今後は圏域を含め、提供体制の確保に努めます。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場は、佐用町自立支援協議会としてすでに設置されていることから、今後は協議の充実に努めます。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、出生直後からの継続した支援と専門性の高さに対応する人材の配置に努めます。

2

障害児通所支援等の見込量と確保策

障害児通所支援事業の利用状況や社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、令和5年度までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービス量の確保を図ります。

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、また、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成30年度以降の一人あたりの平均利用日数を乗じて、見込量の基礎数値としました。

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、今後もニーズが高まるものとみられます。

○医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、本町においては利用実績がなく、今後も利用はないものと見込まれます。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和 2年度 (実績見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日	86	110	110	110
	人	22	22	22	22
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	237	260	260	260
	人	25	26	26	26
保育所等訪問支援	人日	22	40	40	40
	人	6	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	15	21	21	21

※延利用者数（人日）＝月平均利用人数（人）×月平均利用日数（日）

■見込量の確保策

○町内だけではなく、圏域の資源も活用し、必要とされるサービスの提供に努めます。

第6章 計画の推進体制

1

事業の円滑な推進のための方策

1. 計画の推進体制

障害福祉サービスの推進には、佐用町社会福祉協議会や佐用町障害者地域自立支援協議会と連携を深め、相談事業所やサービス提供事業者をはじめとする関係機関、関係団体のほかボランティア団体などとの理解と協力が不可欠であることから、これらとのネットワークのいっそうの強化に努めます。

2. 国・県・近隣自治体との連携

障がいのあるかたや児童に対する福祉サービスの質・量を拡大するためには、本町だけの取組では不十分な点があります。これを補うために、圏域ですすめる西播磨療育事業などのように、国・県及び近隣市町との連携を強化し、十分なサービス量の確保と、サービスの質の継続的な向上を図ります。

3. 計画の周知

本計画を実効性のあるものにするためには、地域住民の理解と参画が不可欠であることから、本計画の概要版や広報誌・ホームページなどを通じて地域住民に対する周知・啓発を継続的に行い、官民協働による福祉のまちづくりを推進します。

2

計画の管理と評価

本計画の実施状況などについては、毎年、庁内で進捗管理を行うとともに、PDCA（Plan Do Check Action）サイクルに基づき、佐用町障害者地域自立支援協議会で達成状況の点検及び評価を行い、その内容や社会情勢の変化などに合わせて、必要に応じて見直しを行います。

1 地域自立支援協議会設置要綱

平成29年 3月27日要綱第15号

佐用町障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関する関係者の連携及び相談支援事業をはじめとする障害者支援のシステムづくりに関する協議を行うため、佐用町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること。
- (2) 佐用町障害福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること。
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること。
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること。
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分により町長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に関係する各種団体等に属する者
- (2) 障害者福祉に関係する機関等に属する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(協議会)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 町長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会(以下「専門部会等」という。)を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成 18 年 6 月 28 日条例第 33 号
改正

平成 22 年 3 月 30 日条例第 19 号

佐用町障害者福祉計画策定委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、佐用町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、佐用町障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議及び検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 佐用町身体障害者福祉協会を代表する者
- (2) 佐用町手をつなぐ育成会を代表する者
- (3) 佐用町社会福祉協議会を代表する者
- (4) 佐用町民生委員・児童委員協議会を代表する者
- (5) 佐用郡医師会を代表する者
- (6) 佐用町内の障害者施設を代表する者
- (7) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、佐用町障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成22年3月30日条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3

策定委員会委員名簿

No.	団体名・役職	氏名	備考
1	佐用町身体障害者福祉協会 会長	西坂 越次	身体障害者相談員兼務
2	佐用町手をつなぐ育成会 会長	木村 政照	
3	佐用町民生委員児童委員協議会 会長	大江 秀謙	
4	佐用郡医師会 代表	岡本 泰子	
5	佐用町内身体障害者事業所 代表	早川 良季	シャイン施設長
6	佐用町内知的障害者事業所 代表	松浦 弘岳	いちよう園施設長
7	佐用町内精神障害者事業所 代表	黒川 準哉	地域活動支援センター あさぎり所長
8	佐用町内相談支援事業所	茅原 一仁	すまいる 相談支援専門員
9	住民代表	岩途 由加	佐用町手をつなぐ育成 会学齢期部会代表
10	住民代表	花尾 より子	精神障害者相談員
11	住民代表	岡本 平	知的障害者相談員
12	佐用町社会福祉協議会 事務局長	高見 寛治	
13	龍野健康福祉事務所 生活福祉課長	柴田 泰秀	
14	佐用町小中学校校長会 代表	山本 康則	南光小学校長

(敬称略、順不同)

会 長：西坂 越次

副会長：高見 寛治

事務局：健康福祉課 子育て・福祉室

4

策定経過

期 日	内 容
令和2年7月31日（金）	第1回 佐用町障害福祉計画策定委員会 ・ 役員選出 ・ 障がい福祉を取り巻く状況について ・ 第6期障害福祉計画策定について ・ 障がいのあるかたの福祉に関する意識の検討と町の課題について ・ 今後のスケジュールについて
令和2年11月27日（金）	第2回 佐用町障害福祉計画策定委員会 ・ 第6期佐用町障害福祉計画（素案）について ・ 今後のスケジュールについて
令和2年12月10日（木） ～令和2年12月24日（木）	パブリックコメントの実施
令和3年1月29日（金）	第3回 佐用町障害福祉計画策定委員会 ・ 第6期佐用町障害福祉計画（最終案）について ・ その他

5

町内の障害福祉サービス等事業所一覧

(令和3年3月31日現在)

法人名	事業所名	障害福祉サービス	地域生活支援事業
社会福祉法人 佐用福祉会	いちよう園	施設入所支援、生活介護、短期入所、就労継続支援（B型）	日中一時支援
	たんぽぽ	共同生活援助	
	すまいる	計画相談支援	地域生活支援拠点
	地域活動支援センターあさぎり		地域活動支援センターⅢ型
社会福祉法人 くすのき会	播磨園	施設入所支援、生活介護、短期入所	日中一時支援
社会福祉法人 もみじ会	三原ホーム	施設入所支援、生活介護、短期入所	
社会福祉法人 はなさきむら	はなさきむら作業所	就労継続支援（B型）、生活介護	
	グループホーム コスモス	共同生活援助	
	ふきのとう	計画相談支援	
	なのはな	生活介護	
	放課後等デイサービス つぼみ	放課後等デイサービス	
社会福祉法人 平成福祉会	シャイン	施設入所支援、生活介護、短期入所	日中一時支援
社会福祉法人 聖風会	千種川 ナーシングホーム	施設入所支援、生活介護、短期入所	
	千種川リハビリテーションセンター	施設入所支援、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）	日中一時支援
社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会	佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター	居宅介護、同行援護	訪問入浴、移動支援
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	朝陽ヶ丘荘障害者 短期入所事業所	短期入所	
一般社団法人 小野の駅	えん花園	就労継続支援（B型）	

あ

●意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」と定義されている。これに関して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」などの労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。

●医療的ケア

在宅や学校等で日常的に行われている、たん吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的介助行為。

●インクルーシブ教育システム

人間の多様性を尊重し、障がいのあるかたもないかたも、ともに学ぶ仕組みのこと。障がいのあるかたが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされている。（「障害者権利条約」第24条）

か

●権利擁護

自分の権利を表明することが困難な高齢者や、認知症のかた、障がいのあるかたの権利やニーズ表明を支援し、代弁すること。

●合理的配慮

障がいのあるかたから支援の要請があった場合、過重な負担がかからない範囲で、課題の解決につながる支援を行うこと。

●サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する民間の事業所。

●差別

障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。（「障害者権利条約」第2条）

●肢体不自由

上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのあるかたの総称。

●社会モデル

障がいのあるかたが不自由さを感じたり不利益をこうむったりするのは、障がいを感じさせている社会に問題があるという考え方。日本では、「障害者基本法」の改正（平成23年）に伴い、障がいは本人の心身の状態に起因するというそれまでの考え方（医療モデル）から、この社会モデルの考え方に切り替わった。社会モデルにのっとれば、段差を解消するなど社会のあり方を見直すことで、障がいのあるかたの困難な状況を解消できることになる。

●地域生活支援事業

障がいのあるかたの自立した日常生活や社会生活などを支えるため、市町村が行う事業。必須事業と任意事業があり、必須事業には、障がいのあるかた等に対する理解を深めるための研修・啓発事業（理解促進・啓発事業）、障がいのあるかたやその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業（自発的活動支援事業）、障がいのあるかたや障がいのある児童の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う

事業（相談支援事業）、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業（成年後見制度利用支援制度）、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業（成年後見制度法人後見支援事業）、手話通訳者の派遣等を行う事業（意思疎通支援事業）、日常生活用具の給付または貸与を行う事業（日常生活用具給付等事業）等がある。

な

●難病

「障害者総合支援法」の改正（平成 25 年）により、難病患者等が障がい者の範囲に加わった。「障害者総合支援法」が定める難病患者等とは、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」とされている。

●ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の分野では、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

は

●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいで、症状が通常低年齢において発現するもの。

●バリアフリー

高齢者や障がいのあるかたの自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害（バリア）がなく、行動しやすい環境をいう。より広範には、障がいのあるかたを取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用などにおける障壁を取り除くことも含む。

●ピアサポート

同じ問題や課題、悩みなどを持っていたり、同じような環境にいたりするかた同士が、互いに体験を語り合ったり、支え合ったりすること。

●福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

や

●ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、性別や国籍にかかわらず、できるだけ多くのかたが利用できるようにデザインすること。

●要約筆記

聴覚に障がいのあるかたに、会議や授業、会話などの内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。

第6期佐用町障害福祉計画
第2期佐用町障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：佐用町 健康福祉課 子育て・福祉室
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
電話：0790-82-0661 FAX：0790-82-0144